

# 重 要

平成22年7月5日

会員各位

ＪＵ静岡オートオークション  
流通委員会

## 会員規約 一部変更のお知らせ

拝啓 貴社ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成22年7月13日より、会員規約の一部事項につきまして、下記内容にて実施させていただきますのでご案内申し上げます。

会員様の皆様におかれましては変更の内容を充分にご理解の上、当オークションへご参加を賜りたくお願い申し上げます。

今後ともより一層のご愛顧くださいますよう重ねてお願い申し上げます。

敬具

記

### 規約変更事項

#### 第8章 クレーム規約 第8条 クレームにおける細則 (追加)

- ・クレームに於いて、出品申込書の初年度登録年式記入欄の「登録月」記載が無く、車検証や保証書にて確認がとれない場合に限り、その登録年の「1月」に登録された車両として扱うものとし、経過年数を算出する。

#### クレーム規約 第8条 クレームにおける細則 (追加)

- ・走行距離が、オドメーターとトリップメーターの見間違いで記載されている場合、その距離を訂正し、『n a k 走行メーター管理システム』に於いて“異常”判定がない場合に限り、「メーター誤記入」として扱うものとし、「1万円の値引き」か「ノーペナルティキャンセル」を落札店が選択できるものとする。クレーム申告期間は、オークション開催週の木曜日午後5時迄とし、会場内に該当車両がある場合に限る。

#### クレーム規約 第8条 クレームにおける細則 (追加)

- ・トラックに於いて、キャビン交換の場合、登録年とキャビンの年式に違いが有る場合は、出品店は出品申込書に「中古キャビン交換」の記載を必要とする。記載が無い場合は、ＪＵ静岡流通委員会・クレーム委員会の裁定により「値引き」か「ノーペナルティキャンセル」を認めるものとする。

## 第8章 クレーム一覧表・詳細表 (変更)

- ・エンジン本体・ミッション・デフ・トランスファーは、新車登録15年以上の車両  
或いは走行10万km以上の車両はノークレームとする。

## 第9章 車両検査 走行距離の扱い (変更)

- ・ 走行距離の表示は現オドメーターを記入する。
- ・ オドメーターの表示がマイルの場合は、1マイル=1.609Kmで換算し表示する。
- ・ オドメーターが5桁の場合は注意事項欄にその旨を記入する。メーター1周回りの場合はその旨を記載し合算距離を記入する。(1周回りが証明できる書面が必要)

### メーター改ざん「\*」

- ・ 過去の点検記録簿、走行メーター管理システム等によって走行メーターが巻き戻されている事が確認できる車両、記録が無いメーター交換車両、記録が無いトラックのキャビン(中古)交換車両を「改ざん」とする。
- ・ 車検証の記載距離と現メーターとの相違がある場合も「改ざん」とする。(点検記録簿の記載等があっても訂正が出来ない場合は「改ざん」として扱う。)
- ・ メーター改ざん車の記号として「\*」のマークを走行距離欄に記入する。

### メーター交換「\$」

- ・ メーター交換については、認証・指定工場で交換されたことを証する書面があり交換について整備点検記録簿など客観的に証明できる書面が確認できる車両を「メーター交換」とする。
- ・ 上記書面には、交換した日付、交換前の走行距離の記載が必要となり、認証・指定工場での中古メーターへ交換の場合は交換時の中古メーター表示走行距離が証明される書類が必要となる。
- ・ 出品申込書には注意事項欄等にメーター交換を行なった日付、交換前の走行距離等を記載し、「メーター交換」と明記し、走行欄には交換前・後の合算距離数を記入する。なお、中古メーターへ交換の場合は交換時の中古メーター表示走行距離も記載する。
- ・ メーター交換車の記号として「\$」のマークを走行距離欄に記入する。
- ・ メーター交換記録に不備があるとJU静岡が判断した場合は「改ざん車」とする。

### 走行不明車「#」

- ・ 上記以外でメーター改ざん車ではないが、記録などがなく推定出来る根拠がない車両を「走行不明車」とする。5桁メーターで1周回りか不明の場合等、またはJU静岡で判断した車両も含む。(但し、メーター改ざんが判明した場合はクレームとする。)
- ・ 出品申込書には注意事項欄等に「走行不明」と明記する。
- ・ 走行不明車の記号として「#」のマークを走行距離欄に記入する。